

みどりのたより

56号

平成25年4月30日

CONTENTS

- 公益社団法人への移行に当たって 1
- 「住宅地等における農薬使用について」が発出されました 2
- 「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル優良事例集」について . . . 9
- 「農業技術の基本指針」の改定について 10
- 平成23年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について 16
- 株式会社セリエが製造、販売した製品
「漢方の力 DE 収量・食味安定」等の自主回収について 23
- 新規需要米への農薬使用について 24
 - ・ 飼料として使用する粳米への農薬の使用について 25
 - ・ 稲発酵粗飼料用稲に係る農薬使用について 27
- 鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアル（案）について
に関する意見・情報の募集について 31
- 農薬の今昔について 32
- 病害虫発生予察情報「特殊報」について 40
- 使用制限のかかる農薬変更登録情報 41
- 食品・添加物等規格基準の改正について 42
- 協会からのお知らせとお願い 42
 - 1 公益社団法人への移行について
 - 2 「緑の安全管理士」の皆さんへのお願い
 - 3 講師派遣事業について
 - 4 農薬でんわ相談室について
 - 5 緑の安全推進協会の出版物などのご案内

公益社団法人 **緑の安全推進協会**

公益社団法人への移行に当たって

平成 25 年 4 月
公益社団法人
緑の安全推進協会
会長
吉村 正機



ここ数年間、公益法人制度改革の中で、緑の安全推進協会の最大の懸案事項として「公益社団法人」としての認可を受けるという課題に取り組んでまいりましたが、平成 25 年 4 月 1 日を期して、晴れて公益社団法人としてスタートを切ることができる運びとなりました。ここに至るまでの間、会員各位をはじめ関係者の皆様には、多大のご理解とご支援、ご協力を頂きましたことに対し、心からの御礼を申し上げますとともに、このご報告ができることを大変嬉しく思っている次第です。新しいスタートを切るに当たり、協会役職員一同、心を新たに、各事業に取り組んでゆかなければ・・・と決意を新たにしているところであります。

当協会の使命は、農薬に関する正しい理解、効率的かつ安全な使用技術等の普及を図ることにより、その適正使用の推進に資するため、各種事業を推進して農業生産の安定、国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することにあります。

この目的を達成するためには、公正、中立の立場で、社会の公益に資する事業活動を行なってゆく必要があります。その場合、社会的に公認される「公益法人」の立場で活動してゆくことが、社会的な信頼を得る上で極めて重要であると考えます。

食料の安定供給や、緑資源の保全をしてゆく上で、病虫害や雑草との戦いは避けることのできないもので、それを効果的に遂行するための武器として、農薬の必要性は今更申しあげてもないことはありませんが、世の中には、農薬に対し、かなり感覚的に不安を感じている人が多いことも事実であります。農薬に関する技術の進歩は目覚ましく、その安全性は不断に進歩しているにもかかわらず、かつてのパラチオンや DDT をめぐる議論や、「農薬」がからんだ事件に対してマスコミが提起する「農薬=危険」のイメージが尾を引いているものと思われまふ。何とか、農薬に対する正当な評価を定着させたいと願っております。

このところ、農薬をめぐる大きな事故もなく、農薬関係者にとっては比較的平穏な状態が続いております。しかし、通常は、農薬の使用状況が消費者の目に触れることはなく、実態がよくわからないこともあって、一度事件に「農薬」の成分である化学物質が登場すれば、それがいかに正常な使用とかけ離れた次元のまれな出来事でも、適正使用の話はニュースにならないため、「またか」という感じで世間に受け止められ、農薬に対するマイナスのイメージが定着してしまうこととなります。損なわれたイメージの回復には、何倍もの時間と努力が必要となります。平時にこそ気を緩めることなく、手抜きなく農薬の適正利用の徹底を図ることが重要であることは論を待ちません。

当協会では、主要事業として、①農薬の適正使用を推進する専門家としての「緑の安全管理士」の資格認定と活動の支援、②農薬に関するよろず電話相談と農薬適正使用に関する講師の派遣、③緑地用農薬の総合ガイドブックである「グリーン農薬総覧」をはじめとする出版物の刊行を行っています。特に、緑の安全管理士の認定事業は当協会の目玉であり、現在、

全国 2,800 余名の方々が、農薬の使用現場近くで活躍中です。

このほど、地方自治体等が病虫害防除の外注をする場合、緑の安全管理士等の専門家が作業に従事することを入札業者の資格要件とするよう農林水産、環境両省が推奨するなど、管理士の役割の社会的認知を深めるうえでの大きな前進が見られました。

今後、緑の安全管理士会のさらなる組織活動強化に取り組む必要があり、支部活動の充実を図るための地域の問題に即したセミナーの開催など、新規事業の検討を進めておりますが、このような活動を通じ、管理士の皆様へのメリット還元と、関係機関等における緑の安全管理士の認知度の向上を図ってまいります。

そのためにも、管理士の皆様のネットワーク構築の一助として、お願いしておりますメールアドレス登録にご協力いただき、実効性のある連絡網を構築したいと念願しています。

公益社団法人としての新しいスタートを切るに当たり、協会事業の内容の一層の充実を図り、公益法人として、社会の期待に応える活動を展開してゆきたいと考えています。

今後とも会員各位と緑の安全管理士の皆様のご支援をお願いします。

○ 「住宅地等における農薬使用について」が発出されました

平成 25 年 5 月 26 日、農林水産省及び環境省は、住宅地等における農薬使用の適正化に関する都道府県等を通じた指導を一層強化するため、パブリックコメントの手続きを経て、新たな通知を発出しました。

これは、依然として学校、公園、庭園、街路樹等で適切に農薬が使用されていない事例が報告されており、地方公共団体の施設管理部局、庭園、緑地等を有する土地、施設等の管理者に先の「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）等の通知の趣旨が徹底されていないとして、再度、都道府県知事に農薬の適正使用の指導への協力について管内の市町村に対する周知・指導も含め要請したものです。

この中には、地方自治体が行う病虫害防除の入札の資格要件として、責任者が、当該自治体の指定する研修を受けるか又は「緑の安全管理士」等の農薬取り扱いに関する専門的資格を有していることが推奨されています。

通知の全文は次の通りです。

25消安第175号
平成25年4月26日

公益社団法人緑の安全推進協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



住宅地等における農薬使用について

このことについて、別添のとおり関係府省及び都道府県宛に通知したところです。
ついては、別添につき御了知いただくとともに、特段の御協力をお願いします。



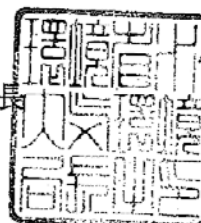
25消安第175号
 環水大土発第1304261号
 平成25年4月26日

関係府省庁 宛

農林水産省消費・安全局長



環境省水・大気環境局長



住宅地等における農業使用について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知したので御了知ありたい。

ついては、貴府省庁及び貴府省庁の地方支分部局及び施設等機関の敷地内及び貴職の管理する土地等のうち、住宅地等に近接する場所において農業を使用される場合には、必要な措置を講じていただくようお願いする。

また、貴府省庁所管の独立行政法人等の関係機関においても同様の措置が講じられるよう指導いただくとともに、貴府省庁の所管する分野においても、本通知を踏まえて農業が適切に使用されるよう、各都道府県の関係部局及び関係団体に対し、関係者への周知の徹底を指導いただきたい。



25消安第175号
環水大土発第1304261号
平成25年4月26日

都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長



環境省水・大気環境局長



住宅地等における農薬使用について

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第6条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」と規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号農林水産省消費・安全局長通知）及び「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、依然として、児童・生徒が在校中の学校や開園時間中の公園、庭園等で農薬が散布された事例、街路樹等に対し害虫の発生状況にかかわらず一定の時期に決まった農薬が散布されている事例、周辺住民に事前の通知がないままに農薬が散布された事例等が報告されており、地方公共団体の施設管理部局、庭園、緑地等を有する土地・施設等の管理者等に本通知の趣旨が徹底されていない場合があると考えられる。

については、住宅地等における農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、下記の事項について貴職の協力を要請する。また、別添のとおり関係府省宛てに通知したところであり、貴管下の施設管理部局、農林部局、環境部局等の間においても緊密な連携が図られるよう配慮いただくとともに、貴管内の市区町村においても同

様の取組が行われるよう、市区町村に対する周知・指導をお願いする。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）は廃止する。

記

1 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌、除草等の病虫害・雑草管理（以下「病虫害防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）（以下「農薬使用者等」という。）に対して別紙の事項を遵守するよう指導すること。

2 地方公共団体が行う病虫害防除における取組の推進

貴地方公共団体が管理する施設における植栽の病虫害防除等が、別紙の 1 を遵守して実施されるよう、施設管理部局及びその委託を受けて病虫害防除等を行う者に徹底すること。取組に当たっては、以下のような地方公共団体における取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと。

(1) 植栽管理の業務の委託に当たり、当該業務の仕様書において、農薬ラベルに表示された使用方法の遵守、周辺住民等への周知、飛散低減対策の実施、農薬の使用履歴の記帳・保管等、別紙の 1 に掲げる事項を業務内容として規定する。

(2) 入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方公共団体が指定する研修を受けていること又は当該地方公共団体が指定する資格（農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）等）を有していることを規定する。

(3) 地方公共団体の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する。

また、植栽管理に係る役務については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号））に基づき定められた「環境物品等の調達推進に関する基本方針」（平成 25 年 2 月 5 日変更閣議決定）において、「特定調達品目」に定められており、「住宅地等における農薬使用について」の規定に準拠して病虫害防除等が実施されることが環境物品等に該当するための要件とされている。このため、庁舎管理の担当者は、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理において本通知の遵守の徹底に努めること。

3 相談窓口の設置等の体制整備

健康被害を引き起こしかねない農薬の不適正な使用に関して周辺住民等から相談があった場合に、農林部局及び環境部局をはじめ関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）が相互に連携して対応できるよう、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備すること。

住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項

1 公園、街路樹等における病虫害防除に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあつては、当該土地・施設等の管理者、病虫害防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするるとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- (1) 植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適切し、農薬による防除を必要とする病虫害が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- (2) 病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- (3) 病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- (4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (5) 病虫害の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病虫害防除では、病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病虫害に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。
なお、現に複数の病虫害が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。
- (6) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (7) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、

使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

- (8) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病害虫防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。
- (9) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (10) 以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病害虫の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

2 住宅地周辺の農地における病害虫防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病害虫防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- (6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管するこ

と。

- (7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(平成17年9月30日農林水産省消費・安全局植物防疫課)や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成22年3月農林水産省消費・安全局植物防疫課)も参考とすること。

○ 「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル優良事例集」について

環境省は、平成25年4月10日「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル優良事例集」を公表しました。

これは、平成22年5月に作成した『公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル』(以下:公園マニュアル)に基づく農薬の適正な使用等を更に普及啓発していくため、公園マニュアルの周知やこれを活用した優良事例を調査し優良事例集として取りまとめられたものです。

多角的に取り組んでいる総合的な事例(早期発見・早期防除に重点を置いた多角的取り組み、農薬の適正な取り扱いに重点を置いた多角的取り組み)、公園マニュアルの周知・活用の事例(オリジナルパンフレット作成と講習・研修会での活用、農薬安全使用講習会などの研修会での活用)、公園マニュアルに基づいた適切な防除の事例(適切な周知方法、適切な体制、適切な防除方法)など、内容ごとに整理し、それぞれの取り組みの概要や取り組みの効果、今後の課題などが取りまとめられています。

なお、これらの事例の中には、「緑の安全管理士」の皆さんが活躍されていると考えられる組織も取り挙げられています

環境省は、「本事例集が、公園や街路樹等の植栽管理に取り組むための参考資料となれば幸いです。」としています。

詳細は

http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manuall_kanri/cases.pdf

でご確認下さい。

○ 「農業技術の基本指針」の改定について

農林水産省は、平成 25 年 2 月 28 日、農政の重要課題に即した技術的対応に係る基本的考え方等を取りまとめた「農業技術の基本指針」の改定を行い公表しました。

「農業技術の基本指針」は、生産現場への普及を推進すべき技術や新たな指導通知等の発出など農業技術に関連する施策・対策の検討、実施等を円滑に推進するため、農政の重要課題に即した技術的対応の方向や、農作物全般にわたる営農類型別の留意事項などがとりまとめられたものです。

農薬の適正使用等について、農業生産資材の適正な使用・管理の徹底、生産資材費の低減、農産物の安定生産の推進等について示されています。

概略はつぎのとおり。（下線 は 25 年変更部分）

農産物の安全性の向上

◆ 農業生産資材の適正な使用・管理の徹底等

(ア) 農薬の適正使用の徹底

農薬の使用に当たっては、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）、「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成 19 年 3 月 28 日付け消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知）等に基づき、適正使用の指導に取り組んできた。

しかしながら、適用作物の誤認や防除器具の洗浄の不徹底等の不注意に起因する農薬の不適正使用事例が見られている。

このため、「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（平成 23 年 9 月 5 日付け消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長連名通知）に則り、引き続き、農薬ラベルに表示された適用作物、使用時期等の使用方法を十分に確認して使用すること、防除器具の十分な洗浄を行うこと等の指導を徹底する。なお、農産物直売所に出荷された農作物から適用のない農薬が検出される事例もあることから、農作物直売所に出荷を行う生産者に対しても指導を徹底する。

また、農地と住宅地の近接化により、農薬の飛散等による周辺住民とのトラブルが頻発している。このため、住宅地等の周辺ほ場における農薬使用者等に対しては、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）の周知を徹底し、農薬の飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう指導するとともに、事前周知の実施等により周辺住民に対して配慮するよう引き続き指導を徹底する。

さらに、土壌くん蒸剤であるクロルピクリン剤を使用した後、ビニール等で被覆しなかったために薬剤が揮散したことによる中毒事故が毎年発生している。このため、土壌くん蒸剤を使用する農薬使用者等に対しては、「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成 18 年 11 月 30 日付け消費・安全局長通知）に基づき、土壌くん蒸剤の取扱いについて、農薬ラベルに表示された使用上の注意事項を遵守し、周辺に影響を与えないよう風向きなどにも十分注意するとともに、被覆を完全に行う等揮散防止措置を講ずるよう指導を徹底する。

農薬は、使用基準を遵守して使用すれば人の健康に悪影響を及ぼすものではないが、人と蜜蜂では農薬に対する感受性が異なることから、農薬の暴露による蜜蜂の被害を発生させないようにする必要がある。このため、養蜂が行われている地域の農薬使用者に対し、農薬ラベルに表示された使用上の注意事項を遵守するとともに、農薬散布の際に養蜂家との緊密な連携を行う等十分な危害防止対策を講ずるよう指導を徹底する。

また、農薬登録を受けることなく、チラシ等何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜している資材もしくは成分上農薬に該当し得る資材については、安全性や含有成分が確認されていないだけでなく、農薬取締法違反となる可能性もあることから、生産現場において資材を使用しないよう、リーフレット等を用いて引き続き指導を徹底する。また、このような資材については、「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（平成19年11月22日付け消費・安全局長通知）

(イ) 農薬の保管管理等の徹底

農薬の保管管理に当たっては、農薬の用途外使用等誤った取扱いによる事故の発生を防止するため、販売者、農業者等に対し、正しい保管管理の指導に取り組んできたところである。

特に、誤飲による中毒事故については、「農薬の誤飲を防止するための取組について」（平成23年5月16日付け消費・安全局農産安全管理課長通知）に基づき、農薬を飲食品の空容器に移替えないこと等の指導を徹底する。

(ウ) 使用残農薬、空容器及び販売が禁止されている農薬の適正処理

やむを得ず使用後に残った農薬や使用後の農薬の空容器は、廃棄物処理業者への処理の委託等により環境に影響が生じないよう適正処理を徹底する。また、その際、都道府県の指導の下、生産者団体等が中心となって、製造・流通販売に携わる者も含め、組織的な回収・処理を行う。

なお、農薬使用者が過去に購入して保有していた販売禁止農薬を誤って使用した事例が報告されているため、「販売禁止農薬等の回収について」（平成23年12月13日付け消費・安全局農産安全管理課長通知）に基づき、ケルセン（ジコホール）及びベンゾエピン（エンドスルファン）について回収が徹底されるよう、改めて販売禁止農薬の使用禁止についての周知及び適正処理の指導を徹底する。

コストの削減

◆ 農業生産資材費の低減等

生産コストの低減のためには、生産コストの2～3割程度を占める生産資材費の縮減に取り組むことが不可欠である。

このため、コスト削減に重点をおいた流通改革を進めるとともに生産現場における利用段階において、コスト低減の観点から農業者が低価格資材を選択するよう意識啓発に努める。

また、土壌診断に基づく適正施肥、病虫害発生予察情報の活用による合理的な薬剤使用に向けた使用薬剤の見直し（総合的病虫害・雑草管理（IPM）の導入・推進、防除体系の見直し）等生産資材の効率的な利用等を推進する。

安定生産の推進

(1) 適切な病害虫防除の推進

ア 農薬の適正使用の推進

農薬を安全かつ適正に使用することは、農産物の安全の確保により国民の健康を保護することや、生活環境を保全するという観点から極めて重要である。

一方、作付体系、生産環境の変化等に伴う病害虫の発生様相の変化及び薬剤抵抗性病害虫の出現による防除効果の低下、並びに、土壤病害虫やウイルス等の農薬だけでは対処が困難な病害虫の発生といった問題が生じている。

このため、農薬の使用に当たっては、周辺環境への影響等に配慮するとともに、薬剤抵抗性病害虫の発生を防ぐ観点から、以下の事項を徹底する。

- ① 病害虫・雑草の種類及び発生状況に応じた適切な有効成分・剤型の農薬を選定する。
- ② 農薬の使用量を必要最小限に留める。
- ③ 病害虫の発生がほ場の一部の場合、十分な防除効果が得られる範囲で部分的な農薬散布を実施する。
- ④ 同一系統薬剤の連続使用を避ける。

また、都道府県は、自らが作成する防除基準等の内容について、農薬使用基準との整合性を確認し、農業者の農薬の誤使用を招かないよう点検・見直しに努める。

イ 病害虫発生予察情報等の活用

適切かつ効果的な病害虫防除とするため、病害虫の発生動向を予察し、適期防除を実施することが重要である。

このため、都道府県病害虫防除所は、作物の生育状況、気象情報、病害虫の発生量等の調査を行い、これらの調査結果に基づき、より高精度できめの細かい病害虫発生予察情報を作成し、関係機関への迅速な情報提供と防除指導に努める。

また、普及指導センター、市町村及び生産者団体は、病害虫発生予察情報や要防除水準（経済的被害の発生を考慮して防除の必要性を判断する目安となる病害虫の発生水準）の情報を活用し、農業者に対し、適時適切な防除を指導する。

ウ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の推進

(ア) 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の推進

病害虫防除に当たっては、病害虫発生予察情報を活用した適期防除に加え、伝染源の除去等による病害虫が発生しにくいほ場環境の整備を行うとともに、生物農薬や性フェロモン剤、温湯消毒等様々な防除技術の適切な組合せによる化学合成農薬だけに頼らない総合的病害虫・雑草管理（IPM）を推進する。これにより、環境負荷を軽減するとともに農作物の安定生産に資する防除対策に取り組む。

都道府県においては、「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針」、「IPM実践指標モデル」及び「IPMマニュアル」（（独）農研機構中央農業総合研究センター）等を参考に、地域の病害虫の発生状況等に応じたIPM実践指標を策定し、これを活用したIPM実践地域の育成等に努めることにより、農業者によるIPMの実践を支援する。

(イ) 難防除病害虫への対策

近年、トマト黄化葉巻病等のコナジラミ類及びアザミウマ類が媒介するウイルス病の発生が拡大している。これらのウイルス病は、媒介虫の防除が有効な対策であるが、多くの薬剤に対する抵抗性を持つ個体群の発生が確認され、農薬のみによる防除が困難となっている。

このため、健全種苗の使用、罹病株の早期抜取り、雑草の除草、黄色粘着板による誘殺、施設開口部への防虫ネットの設置、栽培終了後の蒸込み処理等様々な防除方法を組み合わせたIPMを実践する。

特にトマトへの被害が大きいトマト黄化葉巻病については、防除対策を取りまとめた「トマト黄化葉巻病への対応について」(平成19年5月18日付け農林水産省生産局種苗課長、野菜課長、消費・安全局植物防疫課長連名通知)及び試験研究の取組成果を取りまとめた「トマト黄化葉巻病の総合防除マニュアル」(平成21年5月(独)農研機構野菜茶業研究所)を参考に、防除を徹底する。

その際、病虫害防除所、普及指導センター及び試験研究機関等は、これらの通知等を踏まえて、地域の特性に応じた難防除病虫害の防除対策の確立に努める。

エ 農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策

平成18年5月に、食品衛生法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度(いわゆる「ポジティブリスト制度」)が導入されたことにより、これまで以上に農薬の飛散(ドリフト)による周辺作物への影響防止対策の徹底が求められている。

農薬の飛散(ドリフト)による周辺作物の汚染や被害を防止する観点から、ドリフトの防止対策の徹底が必要である。特に、当該作物が農薬の適用作物に含まれていない場合は、食品衛生法に基づく農薬残留の一律基準である0.01ppmが適用されることとなり、これを超えると販売が禁止されるなどの重大な結果を招くこととなる。

このため、「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」(平成23年9月5日付け消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長連名通知)及び農薬飛散影響防止対策を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」等も参考に、都道府県の農作物病虫害防除指導関係、生産振興関係及び普及関係の部局、生産者団体等が連携して農薬飛散影響防止のための指導を徹底する。

オ 空中散布の安全対策の強化

有人ヘリコプター又は無人ヘリコプターを利用して行う農薬の空中散布は、効率的で効果的な防除手段であるが、その実施に当たっては、安全対策を徹底するとともに、地域の関係者の理解と協力を得ることが重要である。

このため、都道府県は、「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け農林水産事務次官依命通知)、「農林水産航空事業実施ガイドライン」(平成16年4月20日付け消費・安全局長通知)、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け農蚕園芸局長通知)(以下「指導指針」という。)及び「平成23年度の無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の報告状況及び平成24年度以降に向けた安全対策の徹底について」(平成23年12月28日付け消費・安全局植物防疫課長通知)に基づき、

- ① 実施区域及びその周辺の地理的状況、障害物、建築物、転作田等の位置関係を勘案し、散布区域、使用薬剤等について十分に検討した上で実施計画を策定すること

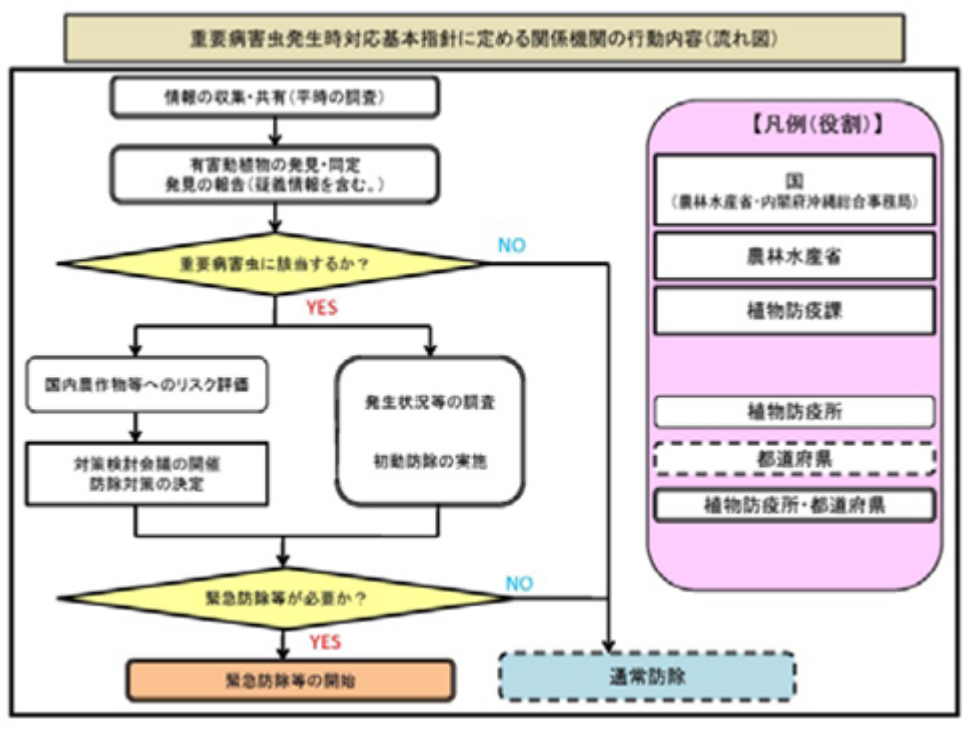
- ② 実施区域周辺の学校、病院等の公共施設及び居住者等にあらかじめ空中散布の実施予定日時、区域、薬剤の内容等を連絡すること
- ③ 架線等への接触事故を防止するため、実施主体は、散布ほ場及びその周辺の危険箇所等を具体的に書き込んだほ場地図を作成し、散布実施者に配布すること
- ④ 散布実施者は、散布前に③の地図を用いて、地図に記載された危険箇所等の確認を実施すること。なお、地図に記載されていない細い架線、電柱支線等の有無についても、自らの目で確認して、それらの位置情報を確実に把握すること等についての指導を徹底する。

特に、近年利用面積が増加している無人ヘリコプターによる空中散布については、面積の増加に伴い、より一層の安全対策の徹底が求められていることから、都道府県は指導指針に基づき、各都道府県単位及び市町村・実施区域単位で協議会を設け、当該協議会が各地域における安全対策の中心的役割を果たすよう指導を徹底する。

カ 重要病害虫発生時の基本対応

国内にまん延すると有用な植物に重大な損害を与えるおそれのある重要病害虫が発生した場合には、国及び都道府県が連携し、これを駆除し、そのまん延を防止するために必要な措置を迅速かつ的確に講ずることが必要である。

このため、平成24年5月に策定した「重要病害虫発生時対応基本指針」（平成24年5月17日付け消費・安全局長通知）に基づき、連絡体制の構築等の事前の準備に取り組むとともに、地域の地理的条件や栽培品目を踏まえた積極的な侵入警戒調査等の実施により重要病害虫の早期発見に努める等、的確な対応を行う。



【重要病害虫発生時対応基本指針に定める関係機関の行動内容（流れ図）】

環境と調和のとれた農業生産の推進

農業生産に伴う環境負荷を低減するため、農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業の推進する。

環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業」をいい、環境に対する農業の公益的機能の向上に資するものである。

こうしたことも踏まえ、今後は全ての農業生産活動をより環境保全を重視したものに転換することを基本とし、具体的には全ての農業者が、①堆肥の施用等による土づくりの励行、②土壌診断に基づく適正な施肥、③発生予察情報の活用等による効果的・効率的な防除、④使用済み廃プラスチック等の廃棄物の適正処理、⑤エネルギーの節減等を内容とする農業環境規範を遵守した生産を行うことを目指す。

ア 肥料による環境負荷の低減

—省略—

イ 農薬による環境負荷の低減

河川や湖沼への農薬流出による水質及び水生生物への影響、周辺への飛散による被害等を防止するため、「水質汚染防止のための農薬の適正使用の徹底について」（平成6年10月6日付け農蚕園芸局長通知）及び「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け消費・安全局長、生産局長、経営局長連名通知）に基づき、地形や散布時の気象等に十分配慮した農薬の適正使用の徹底を進めてきたところである。

しかしながら、使用残農薬や防除器具の洗浄液を排水路や河川に廃棄する等により魚介類へ影響を与えた事例が報告されている。また、環境省が平成17～20年にかけて全国で実施した水質検査の結果、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値案を上回る濃度の農薬成分が検出された事例があった。

このため、引き続き使用残農薬の適正な処理を指導するとともに、「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について」（平成23年10月12日付け消費・安全局農産安全管理課長通知）に基づき、水田における農薬使用に際し止水に関する注意事項を守り、畦畔の整備などの必要な措置を講じ、河川等への農薬の流出を防止するよう指導する。

営農類型別の技術的対応の動向

◆ 果樹

果樹農業においては、果実に対する消費者ニーズの多様化に対応した生産体制の確立が重要となっている。

—中略—

・ 重要病害虫の被害拡大防止対策の徹底

国内における安定的な果樹生産を図るため、病害虫対策を徹底する。

平成21年4月に東京都のウメで発生が確認されたウメ輪紋ウイルス（プラムボックスウイルス）については、平成22年2月から植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づ

く緊急防除を開始し、当該ウイルスに感染するおそれがある植物の移動禁止や感染樹の伐採等により、本病のまん延防止及び根絶に向けた対策を講じている。また、これまでの調査で発生が見られなかった地域においても、当該ウイルスに感染するおそれがあるウメ、モモ、スモモなどの植物について調査を実施し、本病の発生が疑われる場合には、速やかに各都道府県の病虫害防除所又は農林水産省植物防疫所に連絡するよう指導を徹底する。また、万が一感染を確認した際には早期防除に努める。

カンキツグリーンング病菌については、南西諸島の一部地域においては、引き続き被害拡大を防止するための感染樹の伐採及びミカンキジラミの防除を徹底する。なお、本病未発生の地域においてミカンキジラミの発生が確認された場合には、都道府県と植物防疫所が連携し、速やかに防除を行い、まん延の防止に努める。

りんご、なし等の火傷病については、「火傷病防疫指針」の周知徹底を図り、早期発見体制を構築することにより、侵入・まん延防止体制を強化する。

台湾向けに輸出するりんご、なし、もも等の生果実については、輸出検査においてチョウウ且の食入等により不合格となった事例が多数見られる。このため、台湾が要求する検疫条件に適合するよう、放任園地（管理不良園）を適切に管理するとともに、園地におけるモモシンクイガ等の防除や選果時の食害果の除去等を徹底する。

指針本文については

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/index.html>

を参照して下さい。

○ 平成 23 年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について

平成 25 年 3 月 27 日、農林水産省は平成 23 年度に発生した農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況をとりまとめ、発表した。

概要

農林水産省は、農薬の使用に伴う事故及び被害の実態を把握することにより、より効果的な再発防止対策の策定を目的として、厚生労働省と連携して調査を実施しています。

調査は、平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までに発生した農薬による人の中毒事故、農作物・家畜などの被害を調査の対象とし、全都道府県に情報提供を依頼しました。

調査の結果、農薬を飲料の空容器等に移し替えたために誤って飲んでしまったり、農薬を散布する際の防護装備が不十分だったこと等が原因で発生した中毒事故は 36 件でした。

これらの事故を防止するには、

- ・農薬を飲料の空容器等に移し替えない
 - ・農薬を飲食品とわけて保管・管理する
 - ・農薬を使用する際にラベルを確認し、その記述を守って防護メガネやマスク等の防護装備を着用する
- などの取組が重要としている。

調査結果

事故の対象	件数	原因
人	36件	農薬を飲料の空容器等に移し替えたことなどが原因で、食品と誤って飲んだ（9件） 農薬の管理・取扱いがずさんであったことなどが原因で、子どもや認知症の方が誤って口にされた（7件） 農薬の散布時にマスクなどの防護装備が不十分だった（7件）
農作物	8件	農薬の使用方法を誤ったり、隣接する作物に使用した農薬が飛散した
蜜蜂	8件	因果関係は不明だが、農薬の使用時期に蜜蜂の斃死（※）が発生した
魚類	10件	防除器具の操作ミスや、使用残農薬の不適切な処理により、農薬が河川に流出（4件） 因果関係は不明だが、農薬が原因として疑わしい事故（6件）

※斃死（へいし）：動物が予測されない死に方をすること

今後の対応

事故を防止するためには、以下の取組を行うことが重要です。

- ・農薬を飲料の空容器等に移し替えない
- ・農薬を飲食品とわけて保管・管理する
- ・農薬を使用する際にラベルを確認し、その記述を守って防護メガネやマスク等の防護装備を着用する
- ・周辺の作物や人畜に影響を及ぼさないよう、飛散防止対策を十分に行う
- ・不要になった農薬は、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する

農林水産省は、全国的な農薬の安全使用を一層推進するため、この結果を都道府県に通知し、農薬の安全使用の指導を徹底するよう依頼しました。引き続き本調査結果を活用し、厚生労働省、環境省、都道府県等と連携して「農薬危害防止運動」を実施するなど、農薬事故の防止に取り組んでまいります。

本調査は引き続き実施していきます。

過去5ヶ年の事故及び被害の発生状況

1. 人に対する事故		(単位: 件(人))									
区分	年度	19		20		21		22		23	
		死	散布中	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	誤用	0	(0)	3	(3)	3	(3)	3	(3)	8	(8)
亡	小計	0	(0)	3	(3)	3	(3)	3	(3)	8	(8)
中	散布中	10	(26)	7	(38)	8	(42)	11	(21)	10	(18)
	誤用	9	(9)	9	(24)	16	(34)	24	(28)	18	(22)
毒	小計	19	(35)	16	(62)	24	(76)	35	(49)	28	(40)
	計	19	(35)	19	(65)	27	(79)	38	(52)	36	(48)
(注) 集計した事故には、発生時の状況が不明のものも含む。											
区分欄の「誤用」は、誤飲・誤食等を指し、自他殺は含まない。散布中以外の事故を含む。											

(原因別)											
区分	年度	19		20		21		22		23	
		マスク、メガネ、服装等装備不十分	2	(2)	2	(2)	1	(1)	3	(3)	7
強風中や風下での散布等本人の不注意	4	(4)	1	(2)	0	(0)	1	(1)	1	(1)	
長時間散布や不健康状態での散布	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
防除機の故障、操作ミスによるもの	0	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(4)	0	(0)	
散布農薬のドリフトによるもの	0	(0)	2	(23)	2	(2)	2	(2)	0	(0)	
農薬使用後の作業管理不良	2	(18)	4	(16)	5	(39)	2	(11)	2	(5)	
保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食	3	(3)	7	(16)	6	(6)	12	(12)	16	(17)	
薬液運搬中の容器破損、転倒等	0	(0)	2	(5)	3	(9)	1	(4)	0	(0)	
その他	2	(2)	0	(0)	4	(16)	1	(1)	2	(5)	
原因不明	6	(6)	1	(1)	6	(6)	13	(14)	8	(8)	
計		19	(35)	19	(65)	27	(79)	38	(52)	36	(48)

2. 農作物、家畜等に対する被害		(単位:件)				
被害対象	年度	19	20	21	22	23
農作物		8	17	8	7	8
家畜		0	0	0	0	0
蚕		0	0	0	0	0
蜜蜂		2	2	5	6	8
魚類		8	5	6	4	10
計		18	24	19	17	26

3. 自動車、建築物等構造物に対する被害		(単位:件)				
被害対象	年度	19	20	21	22	23
自動車		1	0	0	0	0
建築物		0	0	0	0	0
その他		0	1	1	0	0
計		1	1	1	0	0

中毒発生時の状況や防止策などの詳細情報

1. 人に対する事故及び被害の発生状況

原因	中毒の内容		被害者情報		中毒発生時の状況	一般的な防止策
	症状	中毒の程度	年齢(歳)	人数		
マスク、メガネ、服装等装備不十分	悪心、嘔吐、手のしびれ。	軽症	60～79	1	散布時に装備不十分のため暴露した。	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用する。 ・作業後は身体を洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換する。
	眼に違和感、充血。	中軽症	40～59	1		
	呼吸困難。	軽症	60～79	1		
	頭痛、めまい、意識障害。	中軽症	20～39	1		
	倦怠感。	軽症	60～79	1		
	痒みを伴うアレルギー症状。	軽症	成人	6		
	吐き気、嘔吐。	不明	40～59	1		

農薬の取り扱いなど本人の不注意	足のヒリヒリ感。	不明	40～59	1	散布中に散布装置を落とし、大腿にかかった。	・農薬が皮膚に付着した場合は、直ちに石けんでよく洗う。
農薬使用後の作業管理不良	眼の痛み。	軽症	成人	1	土壌くん蒸剤(クロルピクリン：劇物)を使用時に被覆を行わなかったため、農薬が揮発して近隣住民が体調不良を訴えた。	・土壌くん蒸の際は被覆を完全に行う。 ・適正な厚さの被覆資材を用いる。 ・適正な土壌水分となるよう、事前に調整する。
	眼の痛み。	軽症	～19	1		
	眼、鼻、のどの痛み。	不明	不明	3		
保管管理不良等による誤飲誤食	—	不明	～19	1	児童が散布された農薬(粒剤)を誤食した。	・児童を農薬散布直後のほ場に立ち入らないようにする。
	声が出ない、腹痛。	不明	～19	2	農薬散布作業に伴っていた児童が農薬を間違えて誤飲した。	・児童を農薬散布しているほ場に立ち入らせないようにする。 ・農薬は飲食物と区別がつくようにする。
	—	不明	～19	1	幼児が家庭内で誤って口にした。	・農薬は飲食物と分けて保管する。 ・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、子どもの手の届かない場所に保管する。
保管管理不良等による誤飲誤食	胃痛、吐き気、嘔吐、悪寒。	死亡	80～	1	農薬が飲料等の空容器に移し替えられていたこと等により、飲料・食品と間違えて誤飲した。	・農薬を他の容器(飲料の空容器等)へ移し替えてはならない。 ・農薬は飲食物と分けて保管する。 ・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。
	有機リン中毒、肺炎。	重症	80～	1		
	過換気症候群、アシドーシス。	中軽症	60～79	1		
	詳細不明。	軽症	80～	1		
	下痢。	死亡	80～	1		
	嘔吐。	軽症	80～	1		
	傾眠傾向、下痢、過換気症候群、アシドーシス、血圧低下。	中軽症	60～79	1		
	なし。	軽症	60～79	1		
	なし。	軽症	60～79	1		
	詳細不明。	不明	80歳～	1		
	嘔吐、流涎、除脈、縮瞳。	重症	80～	1		
	吐き気。	軽症	60～79	1		
腹部緊満。	不明	80～	1			

その他	頭重感、気分不良。	軽症	40～59	1	農薬の廃棄作業中に揮散した農薬を吸入し、体調不良を訴えた。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用残農薬や不要になった農薬は廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。 ・使用残農薬や不要になった農薬を取り扱うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用する。
	眼の痛み。	軽症	不明	4	土壌くん蒸剤(クロルピクリン：劇物)が保管されていることを知らずにビニールハウスを解体したため、容器破損。土壌くん蒸剤の揮発成分で作業者が体調不良を訴えた。	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬は余らないように計画的に購入し、使いきるよう努める。 ・使用残農薬や不要になった農薬は廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。
原因不明	手のふるえ。	軽症	60～79	1	農薬の吸入による中毒症状と考えられるが、詳細不明。	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の調整又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用する。
	詳細不明。	死亡	60～79	1	農薬の服用による中毒症状と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬を他の容器(飲料の空容器等)へ移し替えてはならない。 ・農薬は飲食物と分け、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。
	詳細不明。	死亡	60～79	1		
	詳細不明。	死亡	60～79	1		
	詳細不明。	死亡	60～79	1		
	急性毒物中毒。	死亡	80～	1		
	詳細不明。	死亡	60～79	1		
意識障害。	中軽症	60～79	1			

2. 農作物、水産動植物等に対する被害

被害対象	被害状況	被害発生時の状況	一般的な防止策
農作物	稲の枯死	隣接する駐車場で用いた除草剤が飛散した。	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。 ・薬剤が飛散しないよう風速や風向き等に注意する。
	りんごの葉の変色・落葉	誤って除草剤を葉面散布した。	
	かぼちやの枯死	除草剤を散布後にマルチシートを被覆したが、ガス抜きが不十分であったため、定植時に除草剤が土壌に残	

		留していた。	
	稲の枯死	除草剤を殺虫剤と誤認し、移植後に散布すべきところを育苗箱に散布した。	
	だいこん、にんじん、ねぎの変色	隣接する圃場で用いた土壌くん蒸剤(クロルピクリン)を処理後、被覆しなかったため揮散した。	
	稲の変色、穂の出すくみ	混合剤を混用して使用したが、混用した農薬に同一の有効成分が含まれていたため使用濃度が濃くなった。	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の有効成分を含む農薬を同時に使用しない。 ・農薬を混用する場合には、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組み合わせで現地混用を行わない。
	メロンの葉の変色、生育停滞	スプレーヤーを設置しなかったため、土壌くん蒸剤(ヨウ化メチル)の処理ムラが生じ、定植時に農薬が土壌に残留していた。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用方法が特殊な農薬を初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受ける。 ・農薬の処理ムラがないように、適切な器具を用いる。
	メロンの葉の変色、生育不良、枯死		
蜜蜂	防除期間中に蜜蜂が斃死。	農薬使用との因果関係は不明であるが農薬使用時期にみつばちの斃死が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ・耕種農家は、単箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に養ほう家に農薬使用の情報を提供し、農薬を散布する時は養ほう家に単箱の退避や単門を閉じる等の対策をとるよう促す。 ・養ほうが行われている地区では、蜜蜂の単箱およびその周辺にかからないよう、飛散に注意する等、蜜蜂の危害防止に努める。 ・蜜蜂に対して影響のある農薬は、受粉を目的として蜜蜂を放飼する施設での使用を避ける。
	防除期間中に蜜蜂が斃死。		
	防除期間中に蜜蜂が斃死。		
	防除期間中に蜜蜂が斃死。		
	防除期間中に蜜蜂が斃死。		
	防除期間中に蜜蜂が斃死。		
	防除期間中に蜜蜂が斃死。		
	防除期間中に蜜蜂が斃死。		
魚類	魚類の斃死。	散布液調整槽のバルブが開いていることに気づかず、調整中の散布液が流出した。	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬を散布する時は、事前に、散布液調整槽のバルブもあわせて、防除に用いる器具を点検し、農薬が河川に流出しないよう十分注意する。
	魚類の斃死。	農薬が河川に流入した原因は不明であるが、農薬が原因の一つとして考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬が河川に飛散・流入しないように注意する。 ・使用残農薬や不要になった農薬は、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。
	魚類の斃死。		
	魚類の斃死。		
	魚類の斃死。		

	魚類の斃死。		
	魚類の斃死。		
	魚類の斃死。	不要になった農薬を水路に廃棄した。	・農薬は計画的に購入・使用し、使い切る。 ・使用残農薬や不要になった農薬は、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。
	魚類の斃死。		
	魚類の斃死。	使用残農薬を誤って河川に流出させた。	

○ 株式会社セリエが製造、販売した製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」等の自主回収について

平成 25 年 2 月 13 日、農林水産省は株式会社セリエ（神奈川県横浜市）が製造・販売した製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」及び「天然の力 DE 野菜・果樹元気」に農薬の有効成分であるピレトリン類が殺虫効果を有する程度含まれることを確認し、同社に立入検査を実施しました。

その結果、同社の関連製品である「黒酢の力 DE 殺菌効果」、「天然の力 DE 薔薇元気」及び「天然の力 DE 草花元気」が、ピレトリン類を含有する除虫菊抽出物を配合して製造されていたことが判明しました。

上記の 5 製品は、農薬取締法に違反する無登録農薬に該当することから、農林水産省は、同社に対しこれら 5 製品の製造・販売を中止し、すでに販売した製品の自主回収を行うよう指導しました。

なお、ピレトリン類の性質等からみて、当該製品の使用が国民の健康及び生活環境に大きな影響を与えることはないものと考えています。

概要

1. 農林水産省は、株式会社セリエ（神奈川県横浜市）が製造・販売した製品「漢方の力 DE 収量・食味安定」及び「天然の力 DE 野菜・果樹元気」を分析した結果、農薬の有効成分であるピレトリン類が殺虫効果を有する程度含まれることを確認した。
2. 当該製品は無登録農薬に該当することから、農林水産省は、2 月 5 日及び 2 月 8 日に株式会社セリエへの立入検査を行なった。

その結果、

- (1) 当該製品は、原料を中国から輸入し、国内の業者に製造を委託していること
- (2) 同社が製造する当該製品及び関連製品の原料の一つとしてピレトリン類を含有する除虫菊抽出物が使用されていること
- (3) 当該製品について、同社は除虫菊抽出物の配合を指示していなかったが、製造の過程において何らかの原因でピレトリン類が混入したと考えられること
- (4) 同社の関連製品である「黒酢の力 DE 殺菌効果」、「天然の力 DE 薔薇元気」及び「草花元気」が、ピレトリン類を含有する除虫菊抽出物を配合して製造されていたことからこれらの製品も無登録農薬に該当すること

- (5) これら 5 製品の出荷量はごくわずかであること
等が明らかになりました。
3. 農林水産省は、2月8日に、同社に対しこれら 5 製品の製造・販売を中止し、すでに販売した製品の自主回収を行うよう指導するとともに、自主回収の状況等について報告することを命じました。
 4. 農林水産省の指導に基づき、同社は、これら 5 製品の製造・販売を中止し、当該商品を卸した先に連絡し在庫品の回収を行うとともに、商品を購入した方からの返品にも応じています。
 5. また、農林水産省は、本日、都道府県等に対し以下の内容を含む通知を発出し、農薬の販売や使用の規制について改めて注意喚起を行いました。
 - (1) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
 - (2) 法第 11 条の規定により、農薬の使用者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。
 - (3) 保有している農薬に、法第 7 条に基づく表示がされていないものを発見した場合には、当該農薬の製造者、輸入者又は販売者に返品するか、産業廃棄物として適切に処理することとし、決して販売（譲渡を含む）又は使用しないこと。
 6. なお、ピレトリン類の性質等からみて、これら 5 製品の使用が国民の健康及び生活環境に大きな影響を与えることはないものと考えています。

○ 新規需要米への農薬使用について

農林水産省は、我が国の食料自給力・自給率の向上、水田の有効活用対策として米粉用や飼料用など新たな利用に対応した米（新規需要米）の生産を振興している。平成 24 年の飼料用米及び稲発酵粗飼料（稲 W C S）の作付面積は、それぞれ約 35,000ha 及び 26,000ha に達した。

新規需要米は、主食用米に比べて低価格での供給が求められるため、生産コストの大幅な削減が必要となります。このため、1 俵当たりの生産コストを大幅に低減することができる多収米の作付けが有効であるとされています。

このため、農林水産省では、飼料用米の生産と利用に役立つことを目的として「飼料用米の生産・給与技術マニュアル」や多収米の低コスト生産や品種の特性のポイントなどの栽培技術上の留意点を取りまとめた「多収米栽培マニュアル」を作成し生産に当たっての必要な情報を提供しています。

新規需要米の栽培において使用できる農薬の適正使用の指導がなされている。

稲 W C S の栽培においては使用できる農薬が指定され、飼料米については出穂期以降の農薬使用について一部制限する指導がなされている。

これらの指導は、その後得られた知見をもとに見直しが行われている。

平成24年12月には、農林水産省農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、穀物課長、畜産振興課長連名の通知『「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について』が、また、平成25年2月には畜産振興課長名の通知「稲発酵飼料稲に係る農薬使用について」が発出された。

ここでは、これらの通知をもとに最新の指導内容について整理した。

◇ 飼料として使用する粳米への農薬の使用について

稲に適用がある農薬については、飼料用米として利用される稲に対しても使用できるが、粳は散布された農薬が直接付着する部位であることから、一般的には、玄米と比較すると農薬の残留濃度が高いことが知られている。

粳米を飼料として利用することについては、これまでの取組事例が少なく、農薬の残留濃度等についての知見が十分得られていない。このため、飼料用米の安全の確保に万全を期すとの観点から、下記の対策により農薬残留の低減を図るよう指導されている。「多収米栽培マニュアル」においてもこの対策について記載している。

なお、今後農林水産省において、関係者と連携し粳米の農薬残留に係る知見を収集し、必要なデータが得られれば、見直される。

記

1. 飼料用米について、出穂以降（ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。）に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粳摺りをして玄米で給餌すること。
2. 粳米のまま、もしくは粳殻を含めて家畜に給餌する場合は、出穂以降の農薬の散布は控えること。
3. 但し、以下の農薬成分については、上記1及び2の措置を要しない。

ACN(キノクラミン)、BPMC (フェノブカルブ)、DEP (トリクロロホン)、PAP (フェントエート)、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソプロチオラン、エチプロール、オキシリニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロマフェノジド、シハロホップブチル、シメコナゾール、チアメトキサム、チオファネートメチル、ヒドロキシイソキサゾール、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール、ペノキススラム、マラソン (マラチオン)、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル

※：アンダーラインは平成24年12月17日に追加されたもの

措置を要しない農薬成分を含む剤は次のとおり。

○殺虫剤	
BPMC 乳剤	チアメトキサム水和剤
BPMC 粉剤	ブプロフェジン水和剤
BPMC・PAP 粉剤	ブプロフェジン粉剤
DEP 乳剤	ブプロフェジン粒剤
DEP 粉剤	ブプロフェジン・BPMC 粉剤

PAP 乳剤 PAP 粉剤 エチプロール水和剤 エチプロール粉剤 エチプロール粒剤 クロマフェノジド水和剤	マラソン乳剤 マラソン粉剤 マラソン・BPMC 乳剤 マラソン・BPMC 粉剤 メトキシフェノジド水和剤 メトキシフェノジド粉剤
○殺菌剤 アゾキシストロビン水和剤 アゾキシストロビン粉剤 イソプロチオラン水和剤 イソプロチオラン乳剤 イソプロチオラン粉剤 イソプロチオラン粒剤 オキシリニック酸水和剤 オキシリニック酸粉剤 オリサストロビン粒剤 <u>シメコナゾール粒剤</u> <u>シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤</u> チオファネートメチル水和剤 チオファネートメチル粉剤 ヒドロキシイソキサゾール液剤	フェリムゾン水和剤 フラメトピル粉剤 フラメトピル粒剤 フラメトピル・プロベナゾール粒剤 <u>フラメトピル・メトミノストロビン粒剤</u> フルトラニル水和剤 フルトラニル乳剤 フルトラニル粉剤 プロベナゾール粉粒剤 プロベナゾール粒剤 <u>メトミノストロビン剤</u> <u>メトミノストロビン粒剤</u> メプロニル水和剤 メプロニル粉剤
○殺虫殺菌剤 エチプロール・イソプロチオラン粒剤 エチプロール・オリサストロビン粒剤 <u>エチプロール・メトミノストロビン粒剤</u>	チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤 ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤 ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤
○除草剤 <u>ACN 剤</u> <u>ACN 粒剤</u> アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤 カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤	シハロホップブチル乳剤 シハロホップブチル粒剤 フルセトスルフロン水和剤 フルセトスルフロン粒剤 ペノキススラム水和剤

※：アンダーラインは平成 24 年 12 月 17 日に追加されたもの

◇ 稲発酵粗飼料用稲に係る農薬使用について

「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」（抜粋）

II 稲発酵粗飼料の生産

2 低コスト栽培

(5) 病虫害防除

①病虫害防除

抵抗性品種の導入や病虫害発生予察を活用した的確な防除対策を基本とし、病虫害の発生が周辺の食用イネに影響をおよぼさないように配慮しつつ、航空防除の実施地域では作付の団地化を行うなど、防除対策について地域の関係者で十分な協議を行う必要がある。

その際、コスト低減を図るため、病虫害の発生状況を的確に把握し、必要最小限の防除に努めることが重要である。

なお、稲用に登録されている農薬のうち、①登録時のデータから稲わらへの残留性が十分に低いと認められる農薬や稲わらに残留しても牛の乳汁に検出されないことが確認されている農薬、②平成15年度以降に実施したWCS用イネでの残留性試験や乳汁移行試験により残留性がないと確認された農薬は、以下のとおりである。

農薬による病虫害防除が必要な場合には、これらの中から、都道府県の稲作指導指針等に記載されている農薬を、地域の農業改良普及センターの指導に従って作型や病虫害の発生動向等を踏まえて選定する。農薬の使用に当たっては、当該農薬のラベルに記載されている「収穫〇日前まで」という使用時期の「収穫」をWCS用イネの収穫（黄熟期）にそのまま適用するため、防除可能な期間が食用イネより1週間～10日程度早まることに留意する必要がある。

また、立毛中の稲を利用した放牧についても、本マニュアルに記載された農薬の種類・使用方法に従うこと。

殺虫剤

農薬の種類	農薬の種類
イミダクロプリド水和剤	フィプロニル粒剤
イミダクロプリド粒剤	ブプロフェジン水和剤
カルタップ水溶剤	ブプロフェジン粉剤
カルタップ粒剤	ブプロフェジン・BPMC粉剤（有効成分含有量がブプロフェジン1%(以下)の農薬に限る）※
カルボスルファン粒剤	ベンフラカルブ粒剤
ジノテフラン液剤	BPMC乳剤
ジノテフラン水溶剤	BPMC粉剤
ジノテフラン粉剤	BPMC・MEP粉剤
ジノテフラン粒剤	MEP乳剤
スピノサド粒剤	MEP粉剤
チアメトキサム粒剤	
テブフェノジド水和剤	

テブフェノジド・ブプロフェジン水和剤	ME P マイクロカプセル剤
--------------------	----------------

注) ※については平成 25 年 2 月追加。

殺菌剤

農薬の種類	農薬の種類
アゾキシストロビン水和剤	フェノキサニルマイクロカプセル剤
アゾキシストロビン粒剤	フサライド水和剤（フロアブル剤に限る。 地上散布は 1000～1500 倍に限る）
イソプロチオラン水和剤	フラメトピル粒剤
イソプロチオラン乳剤	フラメトピル・プロベナゾール粒剤
イソプロチオラン粉剤	フルジオキシニル水和剤
イブコナゾール水和剤	フルジオキシニル・ペフラゾエート乳剤
イブコナゾール乳剤	フルトラニル水和剤（有効成分含有量が 20%フロアブルの農薬で 300 倍以上の施用 量の使用方法かつ空中散布及び無人ヘリコ プターによる散布であるものを除く） ※
イブコナゾール・銅水和剤	フルトラニル乳剤
オキシリニック酸水和剤	フルトラニル粉剤
オキシリニック酸・ペフラゾエート水和剤	フルトラニル粒剤
タラロマイセスフラバス水和剤	プロクロラズ乳剤
チウラム水和剤※	プロベナゾール粒剤
チウラム・ベノミル水和剤	プロベナゾール粉粒剤
チウラム・ペフラゾエート水和剤	プロベナゾール水和剤
銅粉剤	ベノミル水和剤
銅・フルジオキシニル・ペフラゾエート水 和剤	ペフラゾエート水和剤
トリコデルマトロビリデ水和剤	ペフラゾエート乳剤
バチルスシンプレクス水和剤	メプロニル水和剤（ただし地上通常散布に 限る）
バチルスズブチリス水和剤	T P N 水和剤
ヒドロキシイソキサゾール液剤	T P N 粉剤
ヒドロキシイソキサゾール粉剤	
ピロキロン粒剤	
フェノキサニル粉剤	

注) ※については平成 25 年 2 月追加。

殺虫殺菌剤

農薬の種類	農薬の種類
イミダクロプリド・カルプロパミド・チフル ザミド・ダイムロン粒剤	チアメトキサム・ピロキロン粒剤 フィプロニル・アゾキシストロビン粒剤

カルボスルファン・プロベナゾール粒剤 ジノテフラン・フィプロニル・プロベナゾール粒剤 ジノテフラン・プロベナゾール粒剤 ジノテフラン・プロベナゾール水和剤	フィプロニル・イソプロチオラン粒剤 フィプロニル・イソプロチオラン・ピロキロン粒剤 フィプロニル・プロベナゾール粒剤
--	--

農薬肥料

農薬の種類	農薬の種類
ウニコナゾールP複合肥料	プロベナゾール複合肥料

植物成長調整剤

農薬の種類	農薬の種類
ウニコナゾールP液剤 ウニコナゾールP粒剤	過酸化カルシウム粉粒剤

② 雑草防除

WCS用イネにノビエ等の雑草が混入した場合、水分含量の相違等から品質が低下するため、雑草防除を的確に行う必要がある。特に、直播栽培を導入する場合には、雑草が繁茂しやすいので、初期の雑草防除が重要である。

稲用に登録されている農薬のうち、直播水稻への適用があり、①登録時のデータから稲わらへの残留性が十分低いことが認められる農薬、②平成15年度以降に実施したWCS用イネでの残留性試験等により残留性がないと確認されている農薬は以下のとおりである。

除草剤を使用する場合には、これらの中から、都道府県の稲作指導指針等に記載されている農薬を、地域の農業改良普及センターの指導に従って作型や雑草の発生動向等を踏まえて選定する。除草剤の使用に当たっては、病虫害防除と同様に、農薬のラベルに記載されている「収穫〇日前まで」という使用時期の「収穫」をWCS用イネの収穫（黄熟期）にそのまま適用するため、防除可能な期間が食用イネより1週間～10日程度早まることに留意する必要がある。

また、立毛中の稲を利用した放牧についても、本マニュアルに記載された農薬の種類・使用方法に従うこと。

除草剤（直播栽培に適用できるもの）

農薬の種類	農薬の種類
イマズスルフロン・エトベンザニド・ダイムロン粒剤 オキサジクロメホン・クロメプロップ・ベ	ダイムロン・ベンスルフロンメチル・メフェナセット粒剤 トリフルラリン乳剤 トリフルラリン粒剤

ンスルフロンメチル水和剤 グリホサートアンモニウム塩液剤 グリホサートイソプロピルアミン塩液剤 グリホサートカリウム塩液剤（ただし、水田畦畔での使用は除く） シハロホップブチル乳剤 シハロホップブチル粒剤 シハロホップブチル・ピラゾスルフロンエチル・メフェナセット粒剤 シハロホップブチル・ベンタゾン液剤	ビスピリバックナトリウム塩液剤 ピラゾキシフェン粒剤 ピラゾスルフロンエチル・フェントラザミド粒剤 ピラゾレート粒剤 ピリミノバックメチル・ベンスルフロンメチル・メフェナセット粒剤 ペノキススラム水和剤 ベンタゾン液剤
---	---

稲用に登録されている農薬のうち、移植水稻への適用があり、平成 15 年度以降に実施した W C S 用イネでの残留性試験等により残留性がないと確認されている農薬は以下のとおりである。

除草剤を使用する場合には、これらの中から、都道府県の稲作指導指針等に記載されている農薬を、地域の農業改良普及センターの指導に従って作型や雑草の発生動向等を踏まえて選定する。

除草剤（移植栽培に適用できるもの）

農薬の種類	農薬の種類
イマズスルフロン・エトベンザニド・ダイムロン粒剤	シハロホップブチル・ピラゾスルフロンエチル・メフェナセット粒剤シハロホップブチル・ベンタゾン液剤
イマズスルフロン・オキサジクロメホン・ダイムロン水和剤	ダイムロン・ベンスルフロンメチル・メフェナセット粒剤※
インダノファン・クロメプロップ・ベンスルフロンメチル粒剤	ドレクスレラモノセラス剤
オキサジクロメホン・クロメプロップ・ピリミノバックメチル・ベンスルフロンメチル剤	ビスピリバックナトリウム塩液剤
オキサジクロメホン・クロメプロップ・ベンスルフロンメチル水和剤	ピラゾスルフロンエチル粒剤
カフェンストロール・シハロホップブチル・ダイムロン・ベンスルフロンメチル水和剤	ピラゾスルフロンエチル・フェントラザミド水和剤
グリホサートカリウム塩液剤（ただし、水田畦畔での使用は除く）	ピラゾスルフロンエチル・フェントラザミド粒剤
シハロホップブチル乳剤	プレチラクロール粒剤
シハロホップブチル粒剤	ペノキススラム水和剤
	ベンスルフロンメチル・ベンチオカーブ・メフェナセット粒剤※
	ベンタゾン液剤
	ベンタゾン粒剤
	ペントキサゾン水和剤

注）※については平成 25 年 2 月追加。

その他（堆肥化による雑草対策）

WCS用イネ栽培では、耕畜連携による家畜ふん尿の利用技術として水田に牛ふん堆肥が施用される事例があり、水田における新たな帰化雑草の発生が懸念される。堆肥中の雑草種子は発酵温度が約60℃以上になると死滅することが知られており、牛ふん堆肥を利用する場合は切り返しなどを行い、十分に発酵させ、新たな帰化雑草の発生を未然に防止する。

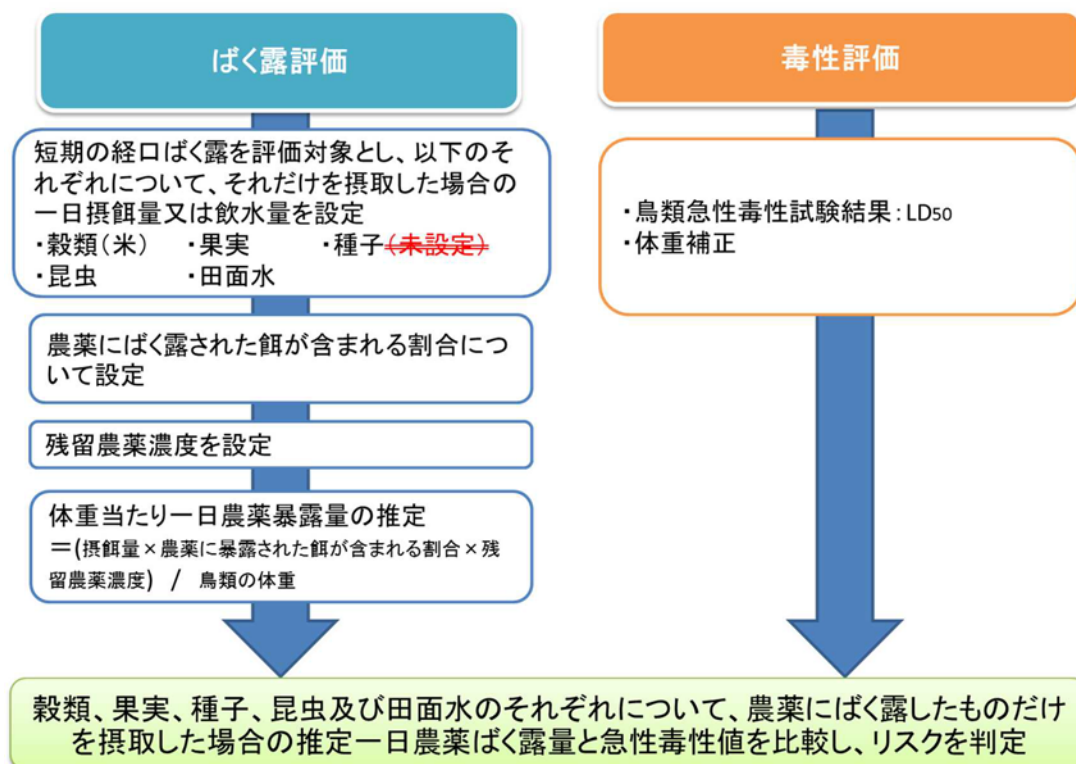
○ 鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアル（案）について

平成25年〇月〇日、環境省は、鳥類の農薬リスク評価・管理手法暫定マニュアルを発表しました。

このマニュアルは、農薬メーカーが、農薬の開発段階から鳥類への農薬の影響に適切に配慮した自主的取組を行えるよう、鳥類に対する農薬リスク評価・管理の具体的なツールを提供するものです。

なお、本マニュアルは、陸域生態系の生物の代表として、鳥類に対する農薬のリスク評価・管理を行う指針として取りまとめられたもので、具体的には、鳥類急性毒性値を毒性評価に用いて、それを我が国の農業事情を踏まえたばく露評価と比較して、農薬の鳥類へのリスクを評価し、その評価結果を踏まえて、具体的なリスク低減対策（リスク管理措置）を自ら講じるための具体的な手順を提示することを目的としています。

図1 鳥類に対する農薬リスク評価手法（イメージ）



詳細は

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16368>

を参照願います。

○ 農薬の今昔について

独立行政法人消費安全技術センター発行広報誌「新大きな目小さな目」第 28 号～31 号に 4 回にわたって「農薬の今昔について」と題した記事が掲載されました。

この記事はこれまでの農薬の歴史について簡潔にわかり易くまとめられおり、緑の安全管理士の皆さんに参考になると考え取り上げました。

本記事は、同センターの許可をいただいて転載しています。

～農薬の今昔(1)～

このシリーズでは、病虫害防除に使用される農薬の開発と規制がこれまでどのような歴史を辿ってきたかについて、今号から 4 回の連載記事で紹介したいと思います。

—古代から 19 世紀までの病虫害防除について—

農作物の安定した生産のため、農薬は農業生産資材の一つとして、今日利用されています。しかし、病虫害による農作物の被害は今に始まったわけではなく、人類が農作物の栽培を始めた時期と同時に、病虫害との闘いが始まりました。

病虫害と人類の闘いについては、歴史的な記録として残されています。



例えば、古代エジプトでのイナゴによる大被害、中国の後漢時代のウンカによる被害、また我が国においても大宝元年（701 年）のウンカによるイネへの大被害があります。また、1845 年にアイルランドで起こった「ジャガイモ飢饉」は非常に有名で、ジャガイモに疫病が大発生したことにより餓死者が 100 万人を超え、多くの人々がアメリカなどに移住しました（この移民の中にケネディ大統領やレーガン大統領の祖先がいたことは有名な話です）。

—科学に基づかない病虫害防除の時代—

では、昔はどのような病虫害防除が行われていたか、歴史書によると、古代ローマ時代では、これら被害は、天災、神の祟りと考えられ祈祷や宗教的儀式が行われたり、中世では、聖職者は害虫を裁判にかけて破門宣告していたようです。

我が国でも江戸時代までは、全国的に神仏を鎮め祭って病虫害の退散を願う「虫送り」や「虫追い」という行事が行われていました。特に「虫送り」は、根強く残り、大正時代まで各地で行われていました。



「千枚田」(せんまいた)の虫送り(香川県小豆島町) 農林水産省 HP より

—科学的な病虫害防除の幕開け—

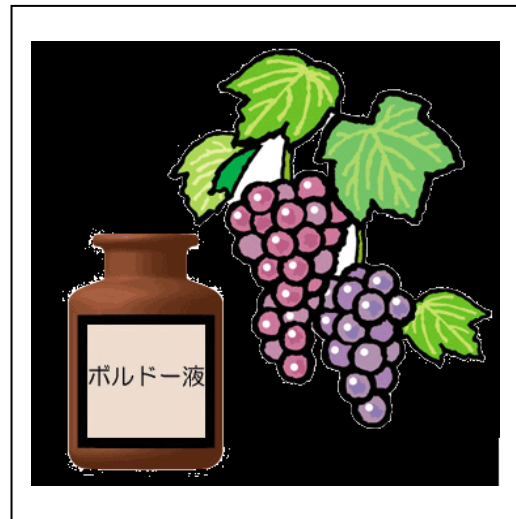
一方、神仏に頼らない防除方法としては、江戸時代には田面水に鯨油を注ぎ、展開した油膜面にウンカなど害虫を払い落として窒息死させる注油駆除法が用いられ、これは、明治時代以降も石油や除虫菊浸出石油を使用して行われていました。また、1700年頃フランスでは、たばこの粉が害虫防除に使われていたという記録が残っています。

病害の防除では、紀元前1000年頃に既に硫黄が植物の病害を防ぐ効力を有していることが知られ、また、1800年代になると硫酸銅が病害に有効であることが知られるようになりました。

硫酸銅と石灰の混合液は、フランスのボルドー地方のブドウ園でベト病防除に有効であることがわかり、今日も、その混合液をボルドー液と呼び使用されています。

このように病虫害防除については、古くから様々な手法が試されてきましたが、20世紀に入るまで明確な防除体系が確立・普及しなかったため、世界中で病虫害被害による飢饉が頻繁に発生し、民衆を困らせていました。

次号では、化学農薬の開発から農薬取締法の制定に至る歴史をご紹介します。



参考文献：

高橋信孝「基礎農薬学」養賢堂、1989

平井篤造他「最新植物病理学概論」養賢堂、1977

小西正泰「農薬コラム(防除の文明史)」、農薬工業会 HP、

～農薬の今昔(2)～

－化学農薬の普及と我が国における農薬取締法の制定に至る経緯について－

病虫害防除においては、昔は明確な防除体系が確立・普及されていなかったため、頻繁に飢饉が発生していました。しかし19世紀後半になると、徐々に化学物質を用いた病虫害防除方法が普及し始めました。今回は、化学物質を用いた農薬の開発及び実用化と農薬取締法が制定されるに至った経緯について紹介いたします。

－化学物質を用いた農薬の開発及び普及－

19世紀後半、除虫菊の乾燥花が欧州において殺虫剤として実用化され、害虫防除に利用されるようになりました。我が国では、明治時代に輸入され、国内生産されるようになり、化学合成殺虫剤が普及するまで日本は除虫菊の主要生産国でした。

また、熱帯地方において原住民によって漁獲用に用いられていたマメ科植物のデリス(Derris elliptica)も、英国において殺虫剤として利用されるようになりました。このように初期に広く普及した殺虫剤の多くは、植物に含まれる天然物質でした。

一方殺菌剤については、20世紀初期までの主力は、硫黄、銅、水銀などの無機化合物でしたが、1915年には、米国において水銀の持つ殺菌力を生かした有機水銀剤が開発され、種子消毒用として用いられました。

－化学合成農薬の幕開け－

今日使用されているような化学合成農薬が初めて開発されたのは、1930年代に入ってからです。現在では農薬としての使用が世界的に禁止されている DDT は、殺虫剤として1938年にスイスにおいて開発されました。また、殺菌剤は、1934年に米国においてジチオカーバメート類が有効であることが分かり、製品化されました。その後 PCP、ベノミルなど有機合成殺菌剤が次々と開発されました。

－我が国における農薬の製造及び規制制度の検討－

農薬工業は、欧米を中心に発展してきましたが、我が国においても大正末期から昭和初期にかけて徐々に発展し、クロルピクリン、ひ酸鉛、石灰硫黄合剤、マシン油、ロテノンなどが国内で製造されました。しかし、当時の農薬は、薬効や薬害でトラブルが頻繁に起こるなど、品質及び規格の面で問題が多数ありました。

そのため、これらの問題の解消に向け、1925年、各府県の要望をふまえ、病虫害駆除予防協議会において「農業接触殺虫剤取締法」の制定を政府に建議することが初めて決議されましたが、本決議は実行されませんでした。

昭和に入っても同協議会において幾度か同様の決議がされ、ようやく、農林省において各府県に農薬の品質を検査する検査所を設置する検討が始められました。しかし検討の途中で戦争が勃発したため、農薬の行政は、資材の統制、配給の面に主力がおかれ、この検討は立ち消えとなりました。

第二次世界大戦後、農薬は生産資材の不足の中で製造されたため、薬効がないなど品質不良

品が多く出回り、その結果、農家に多くの損害を与えました。そのため、農林省は、農薬の品質を取り締まるための法律の制定の検討を始めました。

今回は、農薬取締法の制定とその変遷についてご紹介します。

参考文献：

高橋信孝「基礎農薬学」養賢堂、1989

農薬検査所報告第8号、農林省農薬検査所、1968

～農薬の今昔(3)～

－戦後の農薬取締法の制定とその変遷について－

第二次世界大戦直後、農薬は生産資材の不足の中で製造されたため、薬効がないなどの品質不良品が多く出回り、その結果、農家に多くの損害を与えました。今回は、戦後の農薬の普及とそれに伴う規制の動きについてご紹介します。

－認定農薬制度の導入－

戦後、品質不良な農薬による農家への被害が大きかったことから、昭和22年、農林省は、この解決策として「認定農薬制度」を制定しました。これは製造工場別に「農林省認定農薬」の標証を与える制度で、認定を受けた農薬は、工場から出荷される前に社団法人農薬協会（日本植物防疫協会の前身）の検査を受け、合格した製品に「農薬協会検査済証」が貼付されるものでした。また、認定を受けた農薬については、農薬を生産するための資材が優先的に割り当てられました。

なお、当時認定を受けていた農薬には、ひ素剤、除虫菊剤、デリス剤、ニコチン剤、クロロピクリン剤、銅剤、DDT 剤などがありました。



「除虫菊の花」

(画像資料提供：いしかり砂丘の風資料館

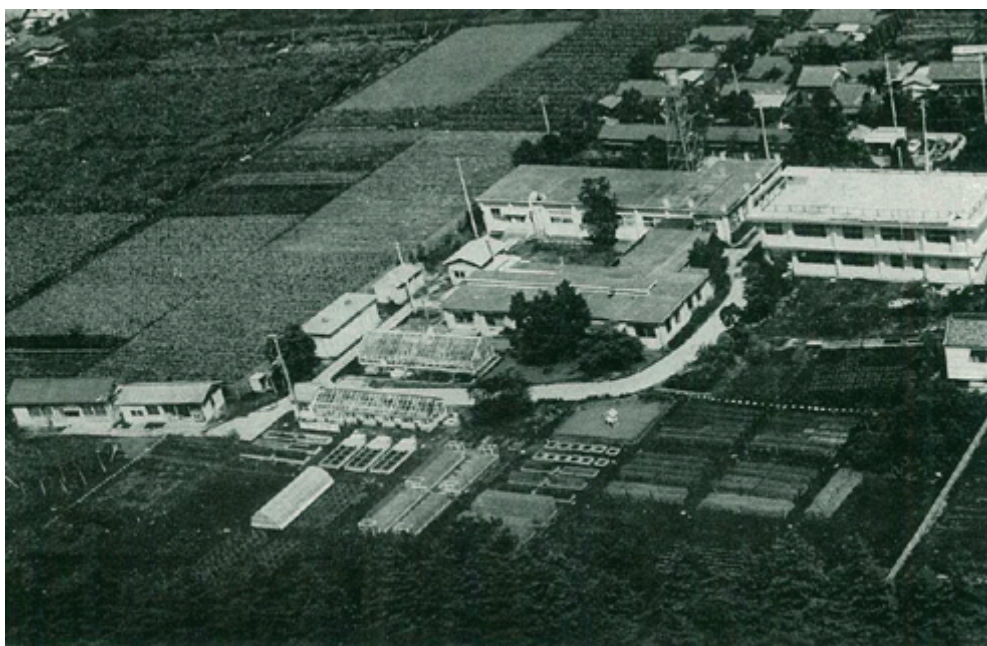
<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/museum/>)

しかしこの制度は、特定の製造業者の利益保護のおそれがあるとして、GHQ（連合軍総司令部）から廃止を要求され、昭和 23 年に廃止されました。

－農薬取締法の制定について－

農薬取締法案は、昭和 21 年に立案され、当初は製造業、販売業及び製品を厳しく取り締まる内容でした。しかし GHQ の指導の下、製造業者、販売業者などの自由でかつ公平な競争と農家の自主的判断を尊重して、その上で違法、不正を取り締まることが原則とされ、農薬についてその品質、薬効、薬害など真実な表示をしていれば製品はどのような規格であってもよいという考えに改められ、昭和 23 年に制定されました。

また、この法律の制定に先立ち、農薬の検査及び取締りを実施する機関として、昭和 22 年に東京都北区西ヶ原町に農林省農薬検査所（FAMIC の前身）が設置されました（後に東京都小平市に移転）。



昭和 40 年代初期の農薬検査所（現：FAMIC 農薬検査部）全景

－農薬取締法制定後の農薬の普及と昭和 26 年の農薬取締法の改正－

農薬取締法が制定された昭和 23 年から昭和 25 年までに登録された農薬数は、約 1,100 銘柄で、登録農薬数が多いものは、有機合成農薬の DDT 剤及び BHC 剤、その他の農薬の硫黄剤、除虫菊剤、ひ素剤、ニコチン剤でした。

農薬取締法の制定により、有効な成分を含んでいなかったり、虚偽表示がなされた農薬の取締りには効果がありました。しかし、含有すべき成分の規格については特に定めがなかったため、低品位農薬が出回り薬害が生じるなど、農業生産現場に影響を及ぼしました。そのため、制定から 3 年目の昭和 26 年に法律改正が行われ、農薬の種類毎に公定規格を定めるこ

とや、農薬の登録申請書の記載事項の訂正又は品質改良の指示を可能とする事項等が法律に盛り込まれました。

－昭和 30 年代の農薬の普及と農薬取締法の改正－

昭和 30 年代になると、有機合成農薬が次々と開発され、市場に出てきました。

また様々な用途や剤型の農薬が登録され、農薬取締法制定後から昭和 40 年までに約 7,000 銘柄が登録され、その使用量も増加の一途をたどりました。

その一方で農薬の使用により魚介類に被害が生じる問題が起こったことから、国会において魚介類に対する農薬の被害を防ぐ対策が要望されたことを踏まえ、昭和 38 年の農薬取締法の改正において、水産動植物に対して毒性が非常に強く、その毒性が相当期間にわたり持続することで水産動植物に対して著しい被害を与えるおそれのある農薬については、登録申請を却下することとされました。

このように有機合成農薬の導入は、食糧増産という時代の要求に応えるためとはいえ、あまりに急速であったため、安全性の検討が十分に行われなかったことから、昭和 30 年代後半になると農薬の持つ欠点が表面化し、昭和 40 年代には社会的問題となりました。



次号では、昭和 40 年代から現在に至るまでの農薬の取締りに関する変遷について紹介します。

参考文献：

「農薬検査所報告第 1 号」、農林省農薬検査所、1950

「農薬検査所報告第 8 号」、農林省農薬検査所、1968

「統制農薬から認定農薬へ」、社団法人日本植物防疫協会植物防疫資料館、1990

「農薬検査所 50 年」、農林水産省農薬検査所、1997

「農薬と農薬取締法の解説」、中央法規出版、1972

～農薬の今昔(4)～

－高度経済成長期以降の農薬の取締りの変遷－

昭和 30 年代、日本は戦後の復興から高度経済成長の時代へと移行し、農業分野においても、食糧増産に対応するため、機械の導入及び農薬の使用も増えてきました。農薬メーカーにおいても、これらのニーズに応えるべく様々な有機合成農薬の開発が行われてきましたが、あまりにも急速に発展したため、それに対応する規制が追いつかず、昭和 40 年代には社会問題となりました。今回は、高度経済成長期後半の昭和 40 年代から現在に至るまでの農薬の規制・適正化の動きについてご紹介します。

－有機合成農薬の使用における問題－

昭和 40 年前後から、有機合成農薬の使用に関する問題が、様々なメディアを通じて世界的に取り上げられるようになりました。特に米国では、レーチェルカーソンの著書「Silent Spring」に端を発し、ミシガン湖の DDT（有機塩素系殺虫剤）汚染問題等、有機合成農薬の使用について世界的な懸念が広がりました。

－安全性向上のための規制の適正化－

昭和 40 年代、我が国においても BHC（有機塩素系殺虫剤）の牛乳汚染やドリ剤（有機塩素系殺虫剤）の作物残留など、食品中の農薬残留に関する問題が起こっていました。このため農林省は、農薬が国民の健康に及ぼす影響や環境汚染などが社会問題化している事態に対処し、安全な農薬の開発や農薬使用に伴う安全性の一層の確保が必要であると判断し、昭和 46 年に農薬取締法を改正しました。主な改正内容としては、① 登録検査の強化、② 職権による登録の取消し及び変更、③ 残留性などで問題となるおそれのある農薬の使用規制強化、④ 販売の制限などであり、これらに関する規定が整備されました。この改正により、DDT 及び BHC は販売禁止となり、またドリ剤については使用制限が定められました。また、昭和 60 年代には、ゴルフ場における農薬使用による水質汚濁の問題が広くマスコミで取り上げられるようになり、農林水産省を始めとして関係省庁の対策が急速に進められることとなりました。農林水産省においても局長通知によりゴルフ場における農薬の使用の適正化として指導を行いました。

－近年の農薬規制・適正化の動き－

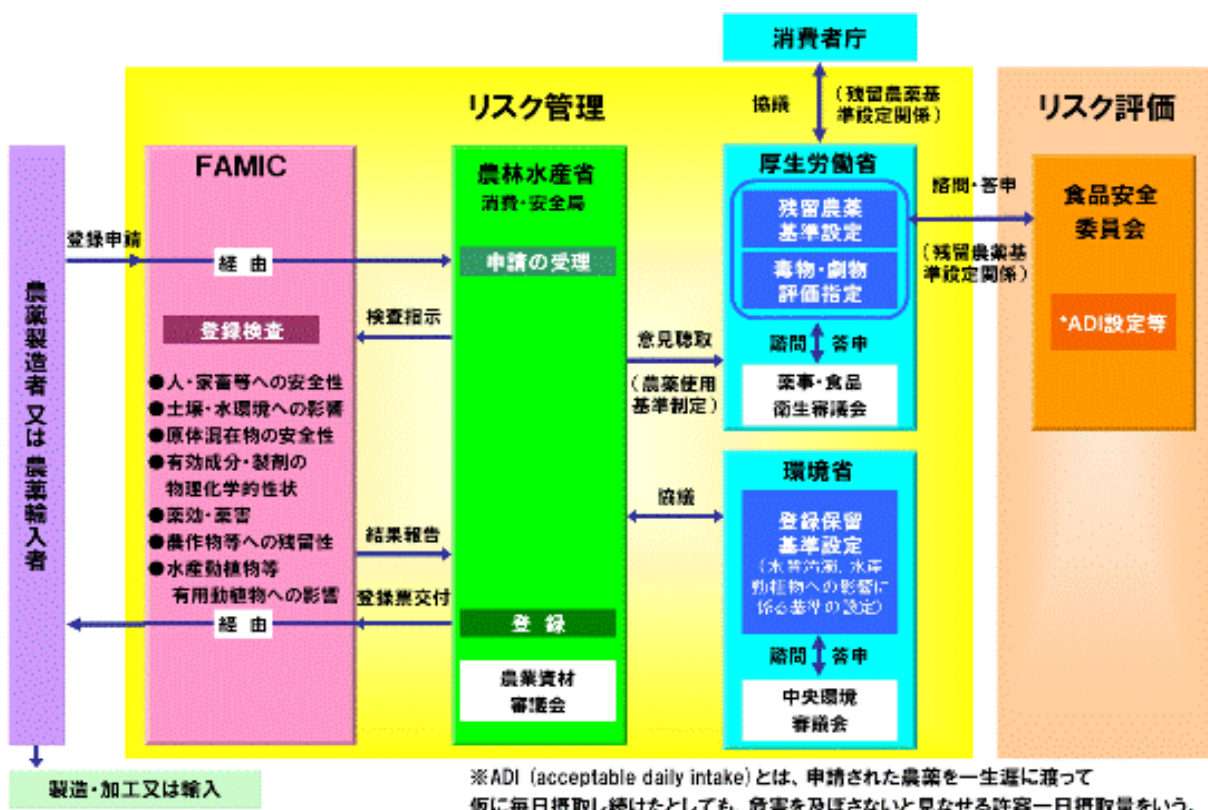
平成 14 年頃、一部の業者において、登録のない農薬が輸入され、それを日本各地で販売していたことが判明し、無登録農薬の販売及び使用が社会問題となりました。そのため、無登録農薬が輸入されないよう水際の監視を強化すること、無登録農薬の使用

を法的に禁止、違法な販売が行われないよう罰則を強化する農薬取締法の改正がなされました。



平成 15 年には、人の健康の観点から、食品衛生法が改正され、残留農薬基準が設定されていない作物にも一律に基準を設定し、この基準を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止すること（ポジティブリスト制度）が規定されました。また平成 17 年には、国の環境基本計画等を踏まえ、生態系を保全する観点から、農薬の使用による水産動植物への悪影響の一層の防止が図られるよう登録時の規制が強化されました。平成 24 年 9 月現在、登録されている農薬数は、約 4,400 剤で、その中には殺虫剤、殺菌剤、除草剤、植物成長調整剤、忌避剤、誘引剤等が含まれています。

これら農薬の登録には、人への安全性及び環境影響など多くの試験成績の提出が必要であり、厳しい審査において使用方法を定めて、安全性を確保できることが確認されたものだけ登録されます（下図）。



図農薬の登録の流れ

なお、このような農薬登録制度は、わが国だけでなく、多くの国で同様の制度が導入されています。



〈1件の農薬の登録時に提出された書類〉

これまで4回にわたって農薬の使用及び規制等の歴史について紹介してきましたが、本シリーズが農薬をご理解いただく助けになれば幸いです。

参考文献

「農薬」、一般社団法人日本植物防疫協会、2012

「農薬検査所 50 年」、農林水産省農薬検査所、1997

○ 病害虫発生予察情報「特殊報」について

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病害虫発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病害虫の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、病害虫が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生 of 病害虫を発見した場合、重要な病害虫の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

平成 25 年 1 月以降、都道府県が発表している『特殊報』は次のとおりです。

日付	府県名	作物	病害虫
25. 1. 11	岡山	モモ（品種 川中島白桃）	モモ果実赤点病（かじつせきてんびょう）
1. 11	岡山	イチジク（品種 ビオレ・ドーフイン）	イチジクモザイク病
1. 30	埼玉	スモモ	スモモ斑入果病
2. 4	愛知	トルコギキョウ（リンドウ科）	トルコギキョウえそ輪紋病
2. 13	長崎	にら	ニラえそ条斑病
2. 20	富山	トマト	トマト黄化葉巻病

3. 4	愛媛	ユズ	ヤノネカイガラムシ
3. 11	大分	イネ	イネいもち病（ストロブルリン系殺菌剤（QoI 剤）耐性いもち病菌）
3. 15	鹿児島	ヒサカキ	チャトゲコナジラミ
3. 15	茨城	トマト	トマト黄化病
3. 15	長野	大麦	オオムギ縞萎縮病
3. 27	長野	スイカ	スイカ果実軟腐病
3. 28	群馬	レタス	レタス根腐病（レース 1 による）
4. 16	愛知	イチジク	イチジクモザイク病

○ 使用制限のかかる農薬変更登録情報

農薬の登録内容は、必要に応じて見直しが行われます。農薬を適正に使用する上において特に使用制限となる変更には留意が必要です。

ここでは、平成 25 年 3 月以降に使用制限となった農薬をまとめてみました。農薬の使用にあたっては農薬のラベルを再度確認し、適正使用に留意して下さい。

農薬名 (商品名)	変更内容 (今回の使用制限変更にかかる部分のみ)	理由	変更(予定)日
シンバー	作物名「りんご(成木)」を削除する。	1	平成 25 年 3 月 13 日
ゾーバー	作物名「りんご(成木)」を削除する。	1	平成 25 年 3 月 13 日
ジベレリン	<ul style="list-style-type: none"> ・作物名「きゅうり(抑制栽培)」を削除する。 ※ 但し、第 15697 号 ジベレリン協和錠剤には「きゅうり(抑制栽培)」の適用はありません。 ・作物名「畑わさび」の使用時期「花芽分化後の 10 月下旬(第 1 回目)及び第 1 回目処理後約 10 日後の 11 月上旬(第 2 回目)、但し、収穫 45 日前まで」を「花芽分化後の 10 月下旬(第 1 回目)及び第 1 回目処理後約 10 日後の 11 月上旬(第 2 回目)、但し、収穫 60 日前まで」に変更する。 	1	平成 25 年 4 月 10 日

○ 食品・添加物等規格基準の改正について

厚生労働省は、食品、添加物等の規格基準（いわゆる「農薬残留基準」）を順次、設定・改訂して公表している。

最近、設定・改訂し公表したものは次のとおり。

- ・平成 25 年 2 月 1 日、厚生労働省は、農薬クロルフェナピル、ジメタメトリン、テブコナゾール、フラメトピル、フルチアニル及びメタゾスルフロンについて、食品中の残留基準を設定しました。

また、残留基準が設定されている農薬 XMC、アザフェニジン、アリドクロール、イサゾホス、エチオフエンカルブ、N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド、エトリムホス、クロプロップ、クロルフェンソン、ジクロン、シノスルフロン、2,6-ジフルオロ安息香酸、ジメピペレート、テレフタル酸銅、トリクラミド、ナプロアニリド、ハルフェンプロックス、ピペロホス、ピリフェノックス、プロパホス、ブロモクロロメタン及びヘキサフルムロンについて、食品中の残留基準を削除しました。

- ・平成 25 年 3 月 12 日、厚生労働省は、農薬アセキノシル、アゾキシストロビン、エスプロカルブ、サフルフェナシル、シエノピラフェン、シメコナゾール、シラフルオフェン、チアメトキサム、テブフロキン、ビキサフェン、ピラフルフェンエチル、ピリダベン、フルトリアホール及びレピメクチンについて、農薬及び動物用医薬品アバメクチンについて食品中の残留基準を設定しました。

また、農薬 TCMTB について、食品中の残留基準を削除しました。

○ 協会からのお知らせとお願い

1 公益社団法人への移行について

当協会は、平成元年 8 月に、農薬の安全使用を推進することを目的として任意団体として設立されました。

その後、平成 7 年 10 月には、農林水産大臣より社団法人として設立が許可され、農薬に関する知識の普及、農薬の安全性に関する知識の普及・啓発事業を通じて農薬の安全性に関する国民の知識の向上等協会設立の主旨に沿い、多くの関係者のご理解とご支援の下に事業を推進してまいりました。

この度、平成 20 年 12 月に新公益法人制度が施行されたため、内閣総理大臣に対し公益社団法人への移行を申請したところ、平成 25 年 3 月に公益社団法人として認定され、4 月 1 日をもって旧法人の解散及び新法人の設立登記を行いました。

公益法人制度改革の理念に基づき、役職員一同心新たにし、農薬の適正使用の推進を通じて、農業生産の安定、国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与したいと考えています。

何卒、今後ともご指導ご支援をよろしくお願いいたします。

2 「緑の安全管理士」の皆さんへのお願い

(1) 平成 25 年度「緑の安全管理士」支部大会及び認定研修会開催日程

① 平成 25 年度の支部大会及び資格更新研修会

平成 25 年度の支部大会及び資格更新研修会を下記の通り予定しています。更新資格要件として資格取得後（又は資格更新後）5 年間で 2 回の支部大会参加が必要ですので、早目に要件を満たすよう準備願います。

支部名	開催日	開催場所
北海道	平成 25 年 11 月 26 日(火)	札幌ガーデンホテル
東北	11 月 28 日(木)	ホテル白萩
関東・甲信越①	11 月 27 日(水)	北とびあ
関東・甲信越②	12 月 6 日(金)	北とびあ
東海・北陸	12 月 9 日(月)	名古屋企業福祉会館
近畿	平成 26 年 1 月 24 日(金)	新梅田研修センター
中国・四国	1 月 23 日(木)	オルガホール
九州・沖縄	1 月 22 日(水)	天神クリスタルビル

② 「緑の安全管理士」認定研修会

平成 25 年度の「緑の安全管理士」認定研修会は、12 月 2 日（月）～4 日（水）に東京で実施します。より多くの方々が受講されるよう参加を呼びかけてください。

(2) 「みどりのたより」への投稿のお願い。

種々の場面で活躍されている緑の安全管理士の皆さんの相互の情報交換あるいは意識の向上を目的に、“みどりのたより”に皆さんの現場での活動状況を掲載することとしました。管理士の皆さんの投稿をお待ちしております。

(3) 緑の安全管理士の皆さんのメールアドレス登録のお願い

緑の安全管理士の活躍の場を広げ、社会の期待に応じてその存在をアピールしてゆくため、地域における管理士としての組織的な活動を強化してゆくことが必要ではないかと考えております。

そこで、管理士の皆様に、E-mail のアドレスを登録していただき、地域の会員相互の連絡ネットワークを構築し、それを手掛かりに、地域活動の展開を図ることとしたいと思います。お届けいただいた管理士の皆様には、農薬登録情報など、随時、最新の情報もお届けします。これまで 26 回にわたり【(公社) 緑の安全推進協会からのたより】を発信しました。

管理士の皆様には、この趣旨をご理解のうえ、①氏名、②ご自身のメールアドレス、③管理士番号、④現在の県名を記載したメールを次のアドレスに送付し、メールアドレス等の登録をお願いします。

メールの送付先： midori-kanrishi@midori-kyokai.com

(4) 「緑の安全管理士」の所属等変更届けについて

「緑の安全管理士」の届け出事項に変更があった場合は速やかに事務局までご連絡下さい。連絡は、郵便、FAX 又は電子メールでお願いします。当会のホームページで届出書をダウンロード、印刷してご記入の上お送り下さい。

(5) 「緑の安全管理士」認定証をなくされた方へ

「緑の安全管理士」の認定証の再発行を希望される方は、「再発行願い」に必要事項を記入の上、写真2枚、再発行料金を添えて事務局まで提出ください。「再発行願い」用紙はホームページからもダウンロードできます。

不明な点は事務局にお問い合わせください。

(6) 「緑の安全管理士」資格有効期限と資格復活を希望される方へ

「緑の安全管理士」資格の更新できなかった方で、資格復活を希望される方は事務局あてにご相談下さい。資格は一時失効となりますが、条件によっては次年度の更新研修会への参加資格を授与します。

3 講師派遣事業について

(公社)緑の安全推進協会では、農薬安全対策事業の一環として「無料の講師派遣事業」を展開しています。

都道府県・地方自治体・学校、関係団体・一般市民等が実施する研修会・勉強会等への講師派遣のご希望がございましたら、ご遠慮なくお申込み下さい。講演内容に応じた適任の講師を派遣いたします。また、管理士のみなさんのお知り合いの方で、講習会や研修会などを企画されている方がいらっしゃる場合も講師派遣の紹介をしてください。

本事業についての詳細はホームページをご覧ください。ご質問、申し込み等の相談は担当者(常木又は石島)にお気軽にご連絡下さい。

電話番号： 03-5209-2511

FAX 番号： 03-5209-2513

メール： ishijima@midori-kyokai.com

4 農薬でんわ相談室について

農薬の使用者や一般市民の方々からの農薬に関する電話による疑問・質問、相談に無料で応じています。疑問・質問などをどこに聞いたら良いか不明の際は、気軽にお尋ね下さい。

電話：03-5209-2512

5 緑の安全推進協会の出版物などのご案内

(1) 農薬の安全使用等についての「リーフレット」

(公社)緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などについてわかり易く解説した次のようなリーフレットを作成し、広く知識の普及、啓蒙に関係者の方々に紹介し、各種イベントでの配布、講習会、研修会、勉強会等で利用していただいています。リーフレットは無料です。

ご希望の方はリーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等をご記入の上、当協会まで FAX 03-5209-2513 にてお申込ください。

詳細については（公社）緑の安全推進協会事務局までお問い合わせ下さい。

農薬を正しく使って 確かな収穫!

大どき確認するポイントは

（公社）緑の安全推進協会
TEL 03-5649-2512 FAX 03-5649-2513
http://www.mtk.or.jp/gai.html

農協工業会
TEL 03-5649-7191 FAX 03-5649-7245
http://www.jppa.or.jp

農薬は きちんと保管して 正しく使いましょう!

（公社）緑の安全推進協会
TEL 03-5649-2512 FAX 03-5649-2513
http://www.mtk.or.jp/gai.html

農協工業会
TEL 03-5649-7191 FAX 03-5649-7245
http://www.jppa.or.jp

食べものは大丈夫？

無農薬なら安全？

（公社）緑の安全推進協会
TEL 03-5649-2512 FAX 03-5649-2513
http://www.mtk.or.jp/gai.html

農協工業会
TEL 03-5649-7191 FAX 03-5649-7245
http://www.jppa.or.jp

飛散防止のポイント
農薬地上散布の場合

風下で作業
風上から作業
風下で作業
風上から作業

（公社）緑の安全推進協会
TEL 03-5649-2512 FAX 03-5649-2513
http://www.mtk.or.jp/gai.html

農協工業会
TEL 03-5649-7191 FAX 03-5649-7245
http://www.jppa.or.jp

知って得する！
保護具の知識

「農薬を使うときの安全チェックリスト」付き

（公社）緑の安全推進協会
TEL 03-5649-2512 FAX 03-5649-2513
http://www.mtk.or.jp/gai.html

農協工業会
TEL 03-5649-7191 FAX 03-5649-7245
http://www.jppa.or.jp

農薬を使ったあとは—
きちんと後片づけをしよう!

（公社）緑の安全推進協会
TEL 03-5649-2512 FAX 03-5649-2513
http://www.mtk.or.jp/gai.html

農協工業会
TEL 03-5649-7191 FAX 03-5649-7245
http://www.jppa.or.jp



新たに「あっ! その作物には使えないよ!」が追加されました。

新たに追加されたリーフレットも含め、リーフレットの記載内容は、当会のホームページでご確認いただけます。

ご確認下さい。

http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html

(2) 緑地・ゴルフ場・農薬についての出版物

グリーン農薬総覧 (2013年総合版)

芝、緑地、公園樹木類の病虫害及び雑草防除に使用する農薬を解説した「グリーン農薬総覧」は、ゴルフ場、造園業、防除業等に携わる方々の必携の書として広くご利用いただいております。

芝・樹木防除分野（家庭園芸薬剤も含む）の該当薬剤を全て網羅した「グリーン農薬総覧 2013年版（総合版）」は3月上旬の刊行し、現在、好評販売中です。

今回改定した総合版の主な内容は次のようになっております。

1. 前回刊行以降新しく登録になった農薬(2012年12月末まで)並びに適用拡大・縮小、販売中止等の変更のあった農薬の改訂内容等、特長、使い方のポイントなど(今版



から、農薬の登録番号を記載しました。ゴルフ場において、農薬の使用計画書の提出にあたってご活用いただけます)

2. 掲載農薬の芝、樹木以外に登録適用のある作物名の掲載
3. 樹木・樹木類（ばら、観葉植物含む）の病虫害及び雑草防除の手引き
4. 成分名から商品名の索引、残留基準（殺虫剤、殺菌剤、除草剤）、関連法規、通達事項など
5. その他
芝、樹木関係の緑の保全に関する座右の書としてご活用ください。

現在、販売中です。受注次第、順次発送させて頂いております。

これらの出版物についてのお問い合わせ・お申込みは当協会（03-5209-2511）まで

みどりのたより

第56号

発行日 平成 25 年 4 月 30 日

発行 公益社団法人緑の安全推進協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4
(全農薬ビル5階)

TEL 03-5209-2511

FAX 03-5209-2513

ホームページ <http://www.midori-kyokai.com>